

# 令和3年度からの「わが家の耐震改修の補助制度」について

定住推進課

約5年前に発生した熊本地震において、未耐震の住宅が大きな被害を受けました。この教訓を踏まえて、令和3年度から2の木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）を新設しました。わが家の耐震改修の計画等がありましたら、まずは定住推進課にご相談ください。

## 1 わが家の専門家診断事業

内 容	(1)昭和56年5月以前（築40年以上）に建築された木造住宅を対象に無料で専門家（町内在住の静岡県耐震診断補強相談士）が、ご自宅に伺って、耐震診断を実施します。後日、再度、伺って耐震診断結果の報告をさせていただきます。 (2)電話での受付を行っていますので、定住推進課までお気軽にお申込みください。
-----	--

## 2 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）

内 容	木造住宅の補強計画策定に基づいて、耐震改修工事を実施します。ただし、 <u>耐震改修工事まで完了しないと補助金の対象外</u> になりますので、ご注意ください。
補 助 金 額	一般世帯・・・1戸につき、最大 <u>120万円</u> を補助します。 高齢者等世帯・・・1戸につき、最大 <u>140万円</u> を補助します。  高齢者等世帯とは、 (1)65歳以上の方がのみが居住している場合 (2)身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の方が居住している場合 (3)介護保険法による要介護又は要支援認定を受けている方が居住している場合 (4)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が居住している場合  <u>在宅避難促進割増</u> について 耐震改修工事により地震後も自宅での生活継続を可能とする住宅であること。 (1)耐震改修前の耐震評点が0.7未満であり、耐震改修後の耐震評点が1.2以上の補強計画又は耐震改修工事を実施する。 (2)居間及び寝室等において家具の固定を実施する。  上記の在宅避難促進割増の条件に該当する住宅については、更に <u>15万円加算</u> されます。  一般世帯・・・1戸につき、最大 <u>135万円</u> を補助します。 高齢者等世帯・・・1戸につき、最大 <u>155万円</u> を補助します。
補 助 の 条 件	耐震改修工事期間中に、耐震改修の宣伝等を行っていただきます。

定住推進課住まい支援係までお気軽にお問い合わせください。電話 85-6321